

平成28年7月7日

答申第714号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より「① 放送総局を除くNHK本部の26年度の部局目標および部・センター目標と評価指標、② 放送総局を除くNHK本部の25年度の部局目標に対する実施状況、その測定・評価結果」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち対象となる文書として、①については、平成26年度部局目標および部・センター目標（以下、目標）と解し、内部監査室、経営企画局、新放送センター建設検討事務局、メディア企画室、秘書室、人事局、経理局、オンデマンド業務室、企画推進室、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会事務局、事業センター、情報公開センター、放送文化研究所、放送技術研究所の目標を開示し、②については、25年度第4四半期業務報告における部局目標に対する達成状況等の25年度全体に係る記述（以下、達成状況）と解し、経営企画局、新放送センター建設検討事務局、人事局、視聴者事業局、放送文化研究所の該当部分を開示した。

一方、①のうち、経営委員会事務局および監査委員会事務局は、目標の文書を作成していないため、開示の求めの文書が存在せず開示することができずとし、総務局、関連事業局、情報システム局、広報局、営業局、技術局の目標には、NHK情報公開規程第8条1項1号、2号、5号、6号の不開示情報に該当する部分があるため、当該箇所をマスキングした上で開示した。なお、考査室および東日本大震災プロジェクトのすべてと広報局制作部の一部の目標については、規程第3条1項1号に規定する対象外文書として取り扱った。

②のうち、経営委員会事務局および監査委員会事務局は、達成状況の文書を作成していないため、開示の求めの文書が存在せず開示することができずとし、内部監査室、メディア企画室、秘書室、総務局、経理局、関連事業局、情報システム局、広報局、営業局、技術局、放送技術研究所の達成状況には、規程第8条1項1号、2号、4号、5号の不開示情報に該当する部分があるため、当該箇所をマスキングした上で開示した。なお、考査室および東日本大震災プロジェクトのすべてと総務局および広報局の一部の達成状況については、規程第3条1項1号に規定する対象外文書として取り扱った。

これに対して視聴者から、①については、総務局、関連事業局、情報システム局、広報局、営業局の目標、②については、内部監査室、総務局、経理局、関連事業局、情報システム局、広報局、営業局の達成状況について、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

①の再検討の求めの文書のうち、総務局総合リスク管理室のマスク部分のうちのリスクマネジメントの具体的な手法等が記載されている箇所は、開示することにより今後の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に、総務局総合リスク管理室および総務・地域部のマスク部分のうちのセキュリティー対策の具体的な手法等が記載されている箇所は、開示することによりNHKの保安に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項5号に、それぞれ該当し、いずれも開示することができない。

総務局のその余のマスク部分は、現在は開示してもNHKの事業活動や保安に支障を及ぼすおそれがないため、開示することとする。

関連事業局のマスク部分は、現在は開示してもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがないため、開示することとする。

情報システム局IT企画部のマスク部分には、システムのセキュリティー対策の具体的な手法等が記載されており、開示することによりNHKの保安に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項5号に該当し、開示することができない。

情報システム局のその余のマスク部分は、現在は開示してもNHKの事業活動や保安に支障を及ぼすおそれがないため、開示することとする。

広報局広報部のマスク部分は、現在は開示してもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがないため、開示することとする。

営業局受信料特別対策センター、営業推進センター、首都圏営業推進センター、中央営業センター、池袋営業センター、上野営業センター、新宿営業センターおよび西東京営業センターのマスク部分には、受信料徴収の今後の対応や具体的な数値目標等が記載されており、開示することにより今後の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に該当し、開示することができない。

営業局のその余のマスク部分は、現在は開示してもNHKの事業活動や保安に支障を及ぼすおそれがなく、検討が円滑に行われることを阻害するおそれもないため、開示することとする。

②の再検討の求めの文書のうち、内部監査室のマスク部分には、具体的な監査結果や着目点が記載されており、開示することにより今後の監査業務に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に該当し、開示することができない。

内部監査室のその余のマスク部分は、現在は開示してもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがないため、開示することとする。

総務局のマスク部分のうち、リスクマネジメントの具体的な手法、経理、

および訴訟への対応に関する情報が記載されている箇所は、開示することにより今後の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に、会館・設備の警備・防災についての情報が記載されている箇所は、開示することによりNHKの保安に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項5号に、それぞれ該当し、いずれも開示することができない。

総務局のその余のマスクング部分は、現在は開示してもNHKの事業活動や保安に支障を及ぼすおそれがないため、開示することとする。

経理局のマスクング部分のうち、具体的な監査手法等が記載されている箇所は、開示することにより今後の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に該当し、開示することができない。

経理局のその余のマスクング部分は、現在は開示してもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがなく、検討が円滑に行われることを阻害するおそれもないため、開示することとする。

関連事業局のマスクング部分のうち、グループ経営推進体制の一層の強化に関する情報や受信料外収入の計画的な拡大に向けた具体的な情報が記載されている箇所は、開示することにより今後の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に、NHK以外の法人等に関する情報が記載されている箇所は、開示することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるため規程第8条1項4号に、それぞれ該当し、いずれも開示することができない。

関連事業局のその余のマスクング部分は、現在は開示してもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがなく、NHK以外の法人等の事業の遂行を害するおそれもないため、開示することとする。

情報システム局のマスクング部分のうち、システムの整備に関する情報が記載されている箇所は、開示することにより今後の事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、特定の者に利益もしくは不利益を及ぼすおそれもあるため規程第8条1項1号に、システムのセキュリティー対策の具体的な手法やシステムの構成に関する情報が記載されている箇所は、開示することによりNHKの保安に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項5号に、それぞれ該当し、いずれも開示することができない。

広報局のマスクング部分には、広報の独自のノウハウに関する情報が記載されており、開示することにより今後の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に該当し、開示することができない。

広報局のその余のマスクング部分は、現在は開示してもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがないため、開示することとする。

営業局のマスクング部分のうち、受信料徴収の具体的な手法が記載されてい

る箇所は、開示することにより今後の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため規程第8条1項1号に、NHK以外の法人等に関する情報が記載されている箇所は、開示することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるため規程第8条1項4号に、それぞれ該当し、いずれも開示することができない。

営業局のその余のマスクング部分は、現在は開示してもNHKやNHK以外の法人等の事業活動に支障を及ぼすおそれがないため、開示することとする。

3 審議委員会の判断

①の目標に係る再検討の求めの文書(総務局、関連事業局、情報システム局、広報局、営業局の目標のマスクング部分)のうち、総務局総合リスク管理室のマスクング部分のうちリスクマネジメントの具体的な手法等が記載されている箇所は規程第8条1項1号に該当するため、総合リスク管理室および総務・地域部のマスクング部分のうちセキュリティー対策の具体的な手法等が記載されている箇所は規程第8条1項5号に該当するため、いずれも不開示とし、その余のマスクング部分は開示することとしたこと、関連事業局のマスクング部分は開示することとしたこと、情報システム局IT企画部のマスクング部分は規程第8条1項5号に該当するため不開示とし、その余のマスクング部分は開示することとしたこと、広報局広報部のマスクング部分は開示することとしたこと、営業局受信料特別対策センター、営業推進センター、首都圏営業推進センター、中央営業センター、池袋営業センター、上野営業センター、新宿営業センター、および西東京営業センターのマスクング部分はいずれも規程第8条1項1号に該当するため不開示とし、その余のマスクング部分は開示することとしたこと、②の達成状況に係る再検討の求めの文書(内部監査室、総務局、経理局、関連事業局、情報システム局、広報局、営業局の達成状況のマスクング部分)のうち、内部監査室のマスクング部分は規程第8条1項1号に該当するため不開示とし、その余のマスクング部分は開示することとしたこと、総務局のマスクング部分のうちリスクマネジメントの具体的な手法、経理、および訴訟への対応に関する情報が記載されている箇所は規程第8条1項1号に該当するため、会館・設備の警備・防災についての情報が記載されている箇所は規程第8条1項5号に該当するため、いずれも不開示とし、その余のマスクング部分は開示することとしたこと、経理局のマスクング部分のうち具体的な監査手法等が記載されている箇所は規程第8条1項1号に該当するため不開示とし、その余のマスクング部分は開示することとしたこと、関連事業局のマスクング部分のうちグループ経営推進体制の一層の強化に関する情報や受信料外収入の計画的な拡大に向けた具体的な情報が記載されている箇所

所は規程第8条1項1号に該当するため、NHK以外の法人等に関する情報が記載されている箇所は規程第8条1項4号に該当するため、いずれも不開示とし、その余のマスク部分が開示することとしたこと、情報システム局のマスク部分のうちシステムの整備に関する情報が記載されている箇所は規程第8条1項1号に該当するため、システムのセキュリティー対策の具体的な手法やシステムの構成に関する情報が記載されている箇所は規程第8条1項5号に該当するため、いずれも不開示としたこと、広報局のマスク部分は規程第8条1項1号に該当するため不開示とし、その余のマスク部分が開示することとしたこと、営業局のマスク部分のうち受信料徴収の具体的な手法が記載されている箇所は規程第8条1項1号に該当するため、NHK以外の法人等に関する情報が記載されている箇所は規程第8条1項4号に該当するため、いずれも不開示とし、その余のマスク部分が開示することとしたこと、いずれのNHKの取り扱いも妥当である。

4 審議の経過

平成28年4月26日（第237回審議委員会）第714号諮問、審議

5月12日（第238回審議委員会）審議

6月 2日（第239回審議委員会）審議

7月 7日（第240回審議委員会）審議、答申